

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下、「公金受取口座登録法」という。)の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。))の規定に基づき、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務【令和5年1月31日終了】 (2)令和5年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金【令和6年5月31日終了】 (3)令和6年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金 (4)令和6年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金追加支給 (5)定額減税しきれないと見込まれる方への給付(調整給付)に対する不足額給付
③システムの名称	北区共通基盤システム、中間サーバー、給付金支給支援システム

2. 特定個人情報ファイル名

給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	公金受取口座登録法第10条 番号法第9条及び別表の135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	公金受取口座登録法第9条 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部生活支援臨時特別給付金担当課
②所属長の役職名	生活支援臨時特別給付金担当課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒114-8546 東京都北区滝野川二丁目52番10号 北区役所福祉部生活支援臨時特別給付金担当課 03-3908-1982
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	対象者の確認作業を行う際は、必ず複数人で作業をおこなうようにし、人の取り違いや誤出力の発生を防ぐ。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員に対し、定期的に業務内容と実施手順の確認を実施する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下、「 公金受取口座登録法 」という。）の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金） に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「 番号法 」という。）の規定に基づき、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下、「 公金受取口座登録法 」という。）の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「 番号法 」という。）の規定に基づき、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1) 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務【令和5年1月31日終了】 (2) 令和5年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金【令和6年5月31日終了】 (3) 令和6年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	公金受取口座登録法第10条 番号法第9条第1項及び別表第一の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	公金受取口座登録法第10条 番号法第9条及び別表の135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8項及び別表第二の121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	公金受取口座登録法第9条 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下、「 公金受取口座登録法 」という。）の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「 番号法 」という。）の規定に基づき、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1) 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務【令和5年1月31日終了】 (2) 令和5年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金【令和6年5月31日終了】 (3) 令和6年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下、「 公金受取口座登録法 」という。）の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「 番号法 」という。）の規定に基づき、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1) 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務【令和5年1月31日終了】 (2) 令和5年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金【令和6年5月31日終了】 (3) 令和6年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金 (4) 令和6年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金追加支給 (5) 定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）に対する不足額給付	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	